

# 私のライフプラン ～障害福祉サービス利用の流れ～

障害者施策課認定・給付係

# 私のライフプラン

～Aさん 18歳男性 (知的障害)～



Aさん



Aさんの自宅

特別支援学校高等部3年生のAさん。  
3年生になり、高等部を卒業した後の進路  
について考え始めました。



特別支援学校

# 学校卒業後の進路

## step 1 ニーズの確認

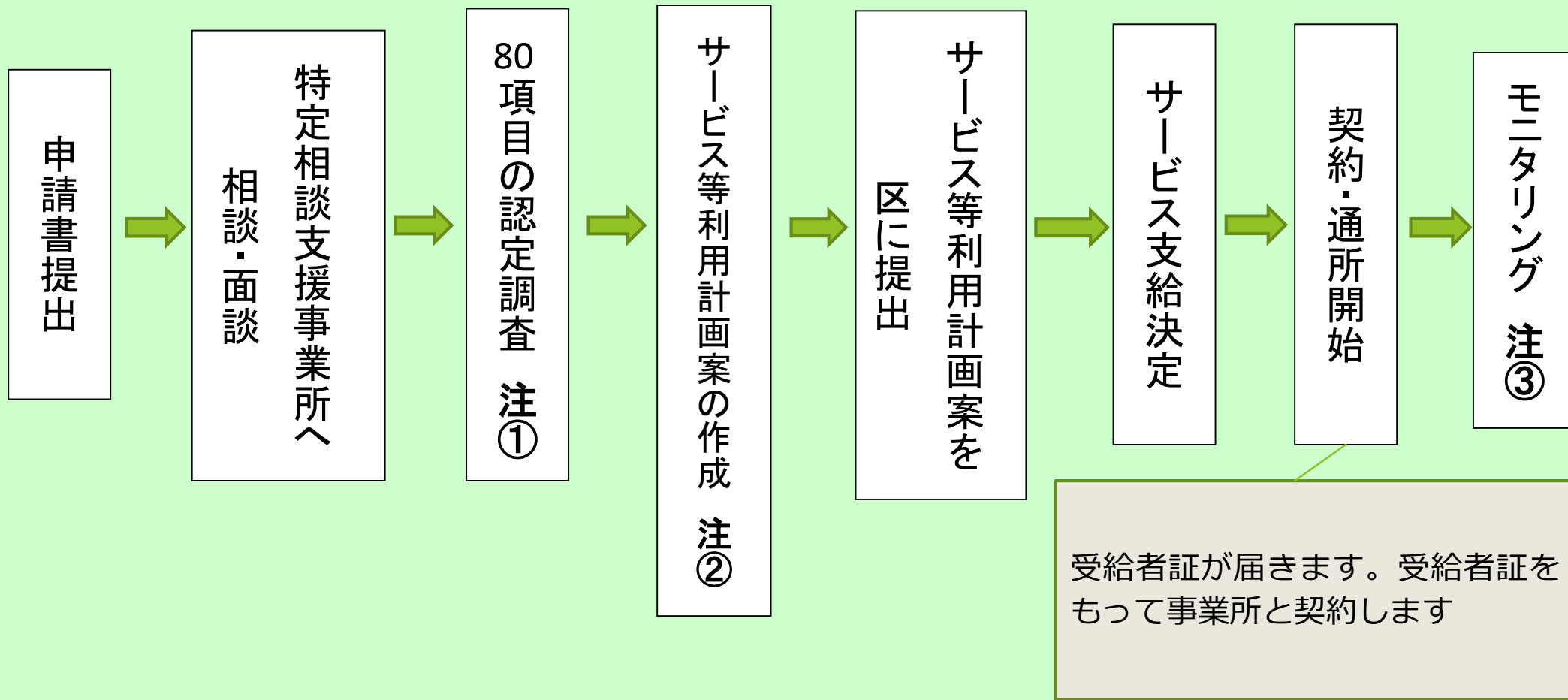
- ▶ Aさんは周囲の人と一緒に楽しいことをするのが好きで、学校の授業や活動にも楽しんで取り組んでいます。人との関わりは好きですが、言葉でのコミュニケーションが苦手で、思いが伝わらないと行動が停止してしまうこともあります。
- ▶ Aさんは、学校を卒業したら、お父さんお母さんのようにお仕事をする大人になりたいと思っています。学校の実習や就労アセスメントなどでの経験も参考に、家族や学校の先生と相談しました。
- ▶ まずは就労継続支援B型を利用し、Aさんのペースで作業に取り組み集中力や作業能力を高めたり、周囲の仲間とのコミュニケーションを広げていくことにしました。

就労継続支援B型とは、現時点では一般企業等の雇用に結びつかない方などに、作業や様々な活動の提供をしたり、就労に必要な知識や能力の向上を図っていくサービスです。



相談支援専門員

# ご相談から利用まで



# 学校卒業後の進路

## step 2 80項目の認定調査（注①）

- ▶ 障害者施策課の認定調査員が、80項目の認定調査（聞き取り）を行います。
- ▶ ※事前にご連絡をし、調査の日時・場所の調整をします。

高等部2年生の時に、就労移行支援事業所での就労アセスメントを受けた方は、卒業後の就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援、生活訓練（自立訓練）の利用申請時は80項目の認定調査は不要です。



## 注② サービス等利用計画とは？

- ▶ サービス等利用計画とは、ご本人の希望する暮らしの実現に向けて、誰が何をするのかという具体的な目標や行動を書き、みんなで協力して取り組むための計画書です。
- ▶ サービス等利用計画案は、ご本人のニーズ、困っていること、ご家族や周囲の人の介護状況などを勘案して特定相談支援事業所が作成します。



## 注③ モニタリングとは？

- ▶ 計画を作成した特定相談支援事業所の相談員と行う定期的な面談です。
- ▶ **ご本人やご家族、支援者等に直接お会いし、**サービス等利用計画がニーズに即していたか、サービス利用によりどのような効果があったかを振り返り、次の支援に活かします。

Aさんの場合、就労継続支援B型の利用開始後、通所の状況や満足度、課題の確認などを行います。  
なお、サービスの更新月には必ずモニタリングを行います。



# 学校卒業後の進路

## step3 通所開始

- ▶ 4月になり、通所が開始したAさん。新しい環境に、最初は緊張した表情で、作業中も途中で席から離れてしまうなど落ち着かない様子が見られました。徐々に新しい仲間や職員との関わりを楽しむ姿が増え、作業にも慣れてきたようです。

定期的なモニタリングを通して課題を確認し、Aさんの希望する生活を目指していきます。





# ケア会議とは？

- ▶ 新たなサービスを利用する時や支給量を変更する時、ご本人・ご家族や関係機関が集まって行う会議です。
- ▶ ご本人やご家族状況に変化があり、今後の生活を検討する必要がある場合などにも実施します。

ご本人のニーズを確認し、どのようなサービス利用が今後のより良い生活に繋がるのか、みんなで集まって検討をする会議です。



# 私のライフプラン

～ Bさん 18歳女性 (知的障害) ～



Bさん (18歳)



Bさんの自宅

特別支援学校高等部3年生のBさん。  
3年生になり、高等部を卒業した後の進路について考え始めました。



特別支援学校

# 学校卒業後の進路

## step 1 ニーズの確認

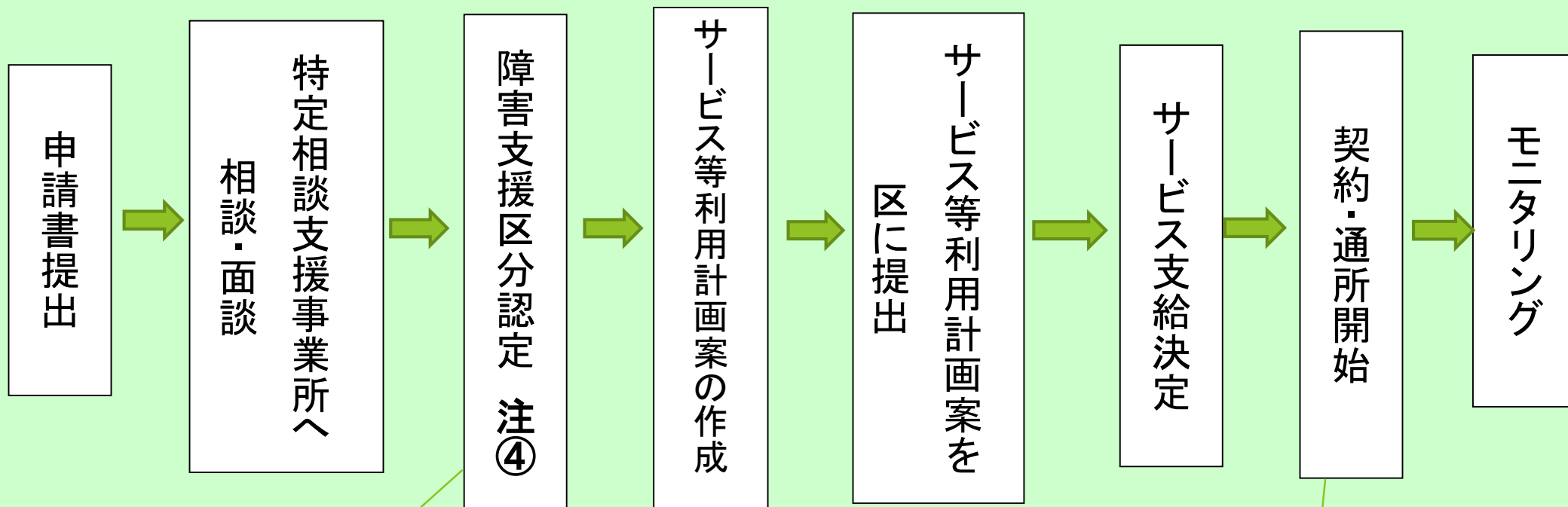
- ▶ Bさんは音楽や体を動かすことが好きで、仲間と共にダンスやレクリエーションをすることを楽しんでいます。言葉だけのコミュニケーションは難しいですが、表情や仕草で周囲の人に伝えています。時に思いが伝わらず、声が大きくなったり、手が出てしまうこともあります。
- ▶ 学校を卒業した後も、楽しいことをたくさんしたい希望があります。学校の実習などでの経験も参考に、家族や学校の先生と相談しました。
- ▶ Bさんが安心できる環境で、様々な経験を積んでいけるよう生活介護を利用していくことにしました。

生活介護とは、音楽、レクリエーション、ウォーキングなど生き生きとした毎日が過ごせるような様々な活動の提供や、排せつや食事などの身体介護などを行うサービスです。



相談支援専門員

# ご相談から利用まで



生活介護は「介護給付」のサービスであり  
利用には障害支援区分の認定が必要です。

受給者証が届きます。受給者証を  
もって事業所と契約します

# 学校卒業後の進路

## step 2 障害支援区分認定（注④）

短期入所などの支給決定を受けて黄色の受給者証を現在お持ちの方は、18歳到達時に区分認定を行うため、卒業後の生活介護の利用申請時は区分認定に関する手続きは不要です

申請書に記載された主治医宛に、区役所から「医師意見書」の作成依頼を行ないます。

※作成費用は区が負担します。  
（受診の際にかかった医療費は、ご自身でご負担ください）

障害者施策課の認定調査員が、80項目の認定調査（聞き取り）を行ないます。

※事前にご連絡をし、調査の日時・場所の調整をします。

医師意見書と認定調査の内容をもとに、区分認定審査会にて障害支援区分が判定されます。

障害支援区分は非該当、区分1～6まであります。ご本人の心身の状況を確認し、障害による支援の度合いを判定します。原則として3年に一度、最新の状況を確認し、区分判定を行います。



# 学校卒業後の進路

## step 3 通所開始

- ▶ 4月になり、通所が開始したBさん。新しい環境にしばらくは慣れず、不安になって大きな声を出してしまったり睡眠リズムが乱れたりすることもありました。徐々に新しい仲間や職員に笑顔を見せたり、自分からコミュニケーションをとろうとする様子が出てきました。

定期的なモニタリングを通して課題を確認し、Bさんの希望する生活を目指していきます。

